

3 道路

歩道

【基本的な考え方】

- ・歩道を誰もが安全かつ快適に通行できるよう整備することは、自らの意思で自由に移動できる条件を整備する上で重要です。

整備基準

歩道を設ける場合においては、次に掲げるものとする。

ア 幅は、車椅子使用者が円滑に通行することができるものとする。

イ 表面は、平たんとし、滑りにくい材料で仕上げる。

ウ 車道とは、縁石、防護柵、植樹帯等により、分離すること。

エ 車道を横断する部分においては、歩道と車道とを擦り付け、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

オ 歩道のうち横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口及び視覚障害者用信号付加装置の設置されている横断歩道に接する部分には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。

解説

- ・歩道上で車椅子使用者が通行できる幅としては、勾配や路面の不陸による影響から操作時のぶれが生じる可能性を考慮して、一般に 100 cm と想定されています。
- ・車椅子がすれ違うことのできる幅である 200 cm 以上とすることが望まれます。
- ・電柱や標識等が歩道の幅を減じないように、それらの配置を工夫することが求められます。
- ・p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照
- ・縁石の車道に対する高さは 15 cm 以上とします。
- ・歩道の縁端の構造については、車椅子使用者が通行でき、かつ、視覚障害者が歩車道境界部を白杖や足により認知できるよう、2 cm 以下の段差を設けることを標準とします。
- ・敷設方法は『視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説』（（社）日本道路協会）に基づきます。

整備が望ましい項目

- ・縦断勾配は 5 % 以下とし、横断勾配は 1 % 以下とすること。
- ・横断歩道に接続する歩道の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とすること。

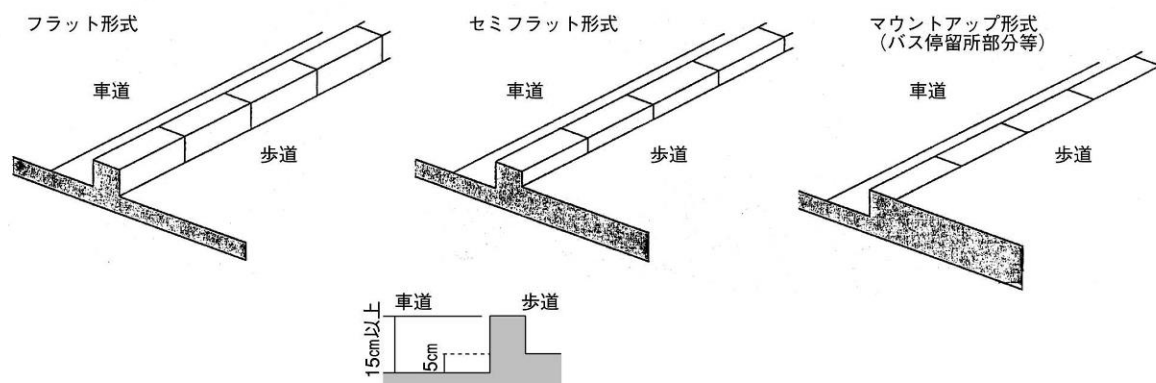
解説

- ・信号待ちをする車椅子使用者が滞留でき、円滑に転回できるスペースとして、進行方向に 150 cm 以上の水平部分を確保することが望まれます。

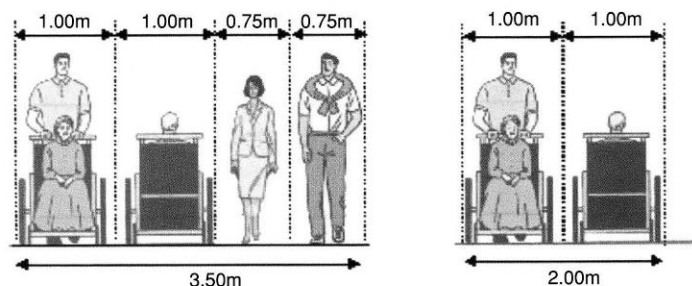
整備例

- ：整備基準
- ：整備が望ましい項目

歩道の形式

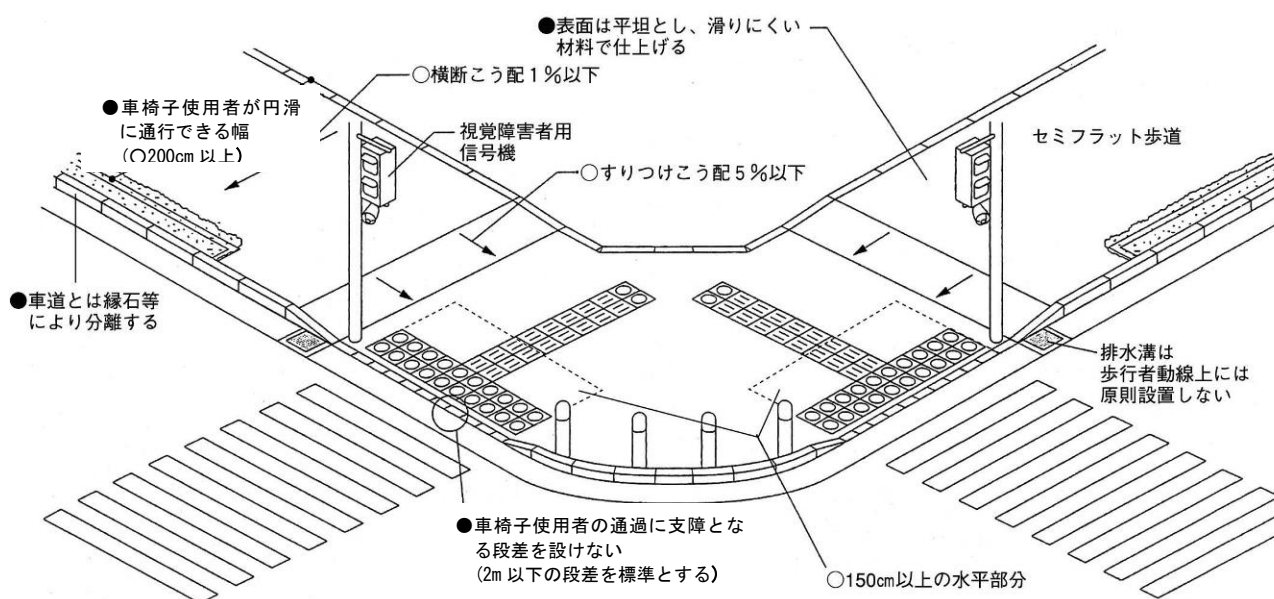


歩道の幅の考え方



出典)「道路の移動円滑化整備ガイドライン」
(一般財団法人 国土技術研究センター)

交差点部の整備例

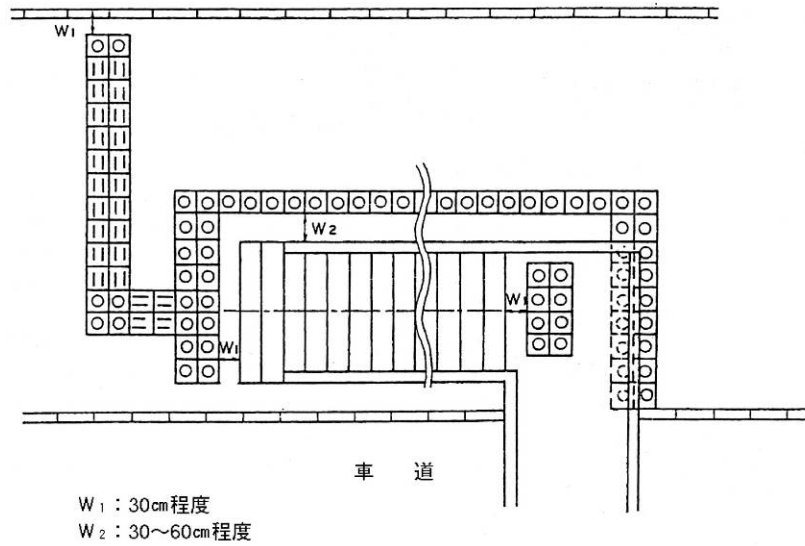


整備例

- : 整備基準
- : 整備が望ましい項目

視覚障害者誘導用ブロック等の敷設例

◇横断歩道橋の昇降口の例



◇地下横断歩道等の昇降口の例

